

G X経済移行債発行に関する関係府省連絡会議の開催について

令和5年6月9日
内閣官房G X実行推進室長決定
令和6年12月13日
一部改正

1. 「G X実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」（令和5年2月10日閣議決定）において、G X経済移行債について、国際標準に準拠した新たな形での発行も目指して検討する、とされたことを踏まえ、関係府省が情報交換、意見交換による連携を図り、必要となる検討を行うため、G X経済移行債発行に関する関係府省連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるとときは、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房G X実行推進室長
構成員 内閣官房G X実行推進室次長
金融庁政策立案総括官
財務省理財局長
経済産業省脱炭素成長型経済構造移行推進審議官
環境省総合環境政策統括官

3. 連絡会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。
4. 連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、内閣官房、財務省及び経済産業省が処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。